

○農林水産省告示第二千八百九号
 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第三項の規定に基づき、昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十号（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件）の一部を次のように改正する。
 平成三十年十二月二十七日
 農林水産大臣 吉川 貴盛

改 正 後	改 正 前
<p>一・二（略）</p> <p>三 亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、アミラーゼ、アルカリ性プロテアーゼ、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシトトラサイクリン、アンプロリウム・エトバベート、アンプロリウム・エトバベート・スルファキノキサリン、エンテロコッカス フェカリス、エンテロコッカス フェシウム、エンラマイシン、ギ酸カルシウム、キシラナーゼ、キシラナーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、クエン酸モランテル、β-グルカナーゼ、グルコン酸ナトリウム、クロストリジウム プチリカム、クロルテトラサイクリン、サツカリンナトリウム、サリノマイシンナトリウム、酸性プロテアーゼ、セルラーゼ、セルラーゼ・プロテアーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、センデユラマイシンナトリウム、着香料（エステル類、エーテル類、ケトン類、脂肪酸類、脂肪族高級アルコール類、脂肪族高級アルデヒド類、脂肪族高級炭化水素類、テルペン系炭化水素類、フェノールエーテル類、フェノール類、芳香族アルコール類、芳香族アルコールドヒド類及びラクトン類のうち、一種又は二種以上を有効成分として含有し、着香の目的で使用されるものをいう）、中性プロテアーゼ、ナイカルバジン、ナラシン、ニギ酸カリウム、ノシヘプタイド、パチルス、コアグラランス、パチルス、サブチルス、パチルス、セレウス、パチルス、バディウス、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム、ピコザマイシン、ピフィドバクテリウム、サーモフィラム、ピフィドバクテリウム シュードロンガム、フィターゼ、</p>	<p>一・二（略）</p> <p>三 亜鉛バシトラシン、アピラマイシン、アミラーゼ、アルカリ性プロテアーゼ、アルキルトリメチルアンモニウムカルシウムオキシトトラサイクリン、アンプロリウム・エトバベート、アンプロリウム・エトバベート・スルファキノキサリン、エフロトマイシン、エンテロコッカス フェカリス、エンテロコッカス フェシウム、エンラマイシン、ギ酸カルシウム、キシラナーゼ、キシラナーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、クエン酸モランテル、β-グルカナーゼ、グルコン酸ナトリウム、クロストリジウム プチリカム、クロルテトラサイクリン、サツカリンナトリウム、サリノマイシンナトリウム、酸性プロテアーゼ、セルラーゼ、セルラーゼ・プロテアーゼ・ペクチナーゼ複合酵素、センデユラマイシンナトリウム、着香料（エステル類、エーテル類、ケトン類、脂肪酸類、脂肪族高級アルコール類、脂肪族高級アルデヒド類、脂肪族高級炭化水素類、テルペン系炭化水素類、フェノールエーテル類、フェノール類、芳香族アルコール類、芳香族アルコールドヒド類及びラクトン類のうち、一種又は二種以上を有効成分として含有し、着香の目的で使用されるものをいう）、中性プロテアーゼ、ナイカルバジン、ナラシン、ニギ酸カリウム、ノシヘプタイド、パチルス、コアグラランス、パチルス、サブチルス、パチルス、セレウス、バチルス、バディウス、ハロフジノンポリスチレンスルホン酸カルシウム、ピコザマイシン、ピフィドバクテリウム、サーモフィラム、ピフィドバクテリウム シュードロンガ</p>

フマル酸、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラクタターゼ、ラクトパチルス、アシドフィルス、ラクトパチルス、サリバリウス、ラサロシドナトリウム、リパーゼ及びビリン酸タイロシン並びにこれらのいずれかを有効成分として含有する製剤

四 (略)

ム、フィターゼ、フマル酸、フラボフォスフォリポール、モネンシンナトリウム、ラクタターゼ、ラクトパチルス、アシドフィルス、ラクトパチルス、サリバリウス、ラサロシドナトリウム、リパーゼ及びビリン酸タイロシン並びにこれらのいずれかを有効成分として含有する製剤

四 (略)

附 則
この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第二千八百十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十六条第一項の規定に基づき、飼料の公定規格（昭和五十一年七月二十四日農林省告示第七百五十六号）の一部を次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

農林水産大臣 吉川 貴盛

改正後

第2章 アミノ酸及び非アミンチン酸の成分量並びに可消化養分総量等の値の計算方法

1 (略)

2 配合飼料の非アミンチン酸の成分量 (略)

アスターゼの種類	算出方法
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の8の(138)	(略)
アスターゼ（その1）	(略)
同(138)	(略)
アスターゼ（その2の(1)）	(略)
同(138)	(略)
アスターゼ（その2の(2)）	(略)
同(138)	(略)
アスターゼ（その2の(3)）	(略)

3・4 (略)

改正前

第2章 アミノ酸及び非アミンチン酸の成分量並びに可消化養分総量等の値の計算方法

1 (略)

2 配合飼料の非アミンチン酸の成分量 (略)

アスターゼの種類	算出方法
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の8の(139)	(略)
アスターゼ（その1）	(略)
同(139)	(略)
アスターゼ（その2の(1)）	(略)
同(139)	(略)
アスターゼ（その2の(2)）	(略)
同(139)	(略)
アスターゼ（その2の(3)）	(略)

3・4 (略)

附 則
この告示は、公布の日から施行する。